

八重山署発表  
令和8年5月29日

【照会先】

監督・安衛課長 神谷 武知

電話 0980(82)2344

## 令和7年労働災害発生状況

### 八重山労働基準監督署管内で労働災害による 死傷者が「5年連続で50人以上」となりました

労働安全衛生規則では、労働災害等が発生した場合には、労働災害等の発生日時、発生場所、発生状況等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないと定められており、この報告に基づき、当署管内で令和7年に発生した休業4日以上労働災害発生状況を取りまとめましたので、公表します。

令和7年における労働災害による休業4日以上死傷者数は57人で、前年比で7人減少したものの、令和3年以降、5年連続で50人以上となりました。ひとたび労働災害を発生させますと被災者が大変つらい思いをするだけでなく、休業期間中は貴重な人材を欠くことになり、事業場自体も大変厳しい状況に置かれることとなります。また、被災者に対する補償など重い負担が発生することもあります。

労働災害を発生させないよう安全第一に取り組むようにしましょう。

なお、八重山労働基準監督署では、法令違反により重篤な労働災害を発生させた場合は、必要な是正指導を行うとともに、悪質な事案については書類送検を行うなど厳正に対処することとしています。

## 令和7年労働災害発生状況のポイント

### (1) 年間死傷者数

令和7年に発生した労働災害による死傷者は、総数57人となり、前年に比べ7人減少し、過去最も多かった令和5年の72人から2年連続で減少したものの、令和3年以降5年連続で50人以上となっている。なお、令和7年の57人について、男女別では男性30人、女性27人である。

年間発生人数の推移(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)

28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
52	55	50	54	46	71	64	72	64	57

### (2) 事故の型別労働災害発生状況

転倒	: 16人	はさまれ・巻き込まれ	: 7人
墜落・転落	: 11人	高温・低温の物との接触	: 5人 (うち熱中症2人)
飛来・落下	: 2人	動作の反動・無理な動作(腰痛)	: 5人
崩壊・倒壊	: 2人		
その他	: 9人		

(3) 休業見込期間（日数換算）別災害発生状況

・ 90日以上	3人	} 26人（30日以上の合計数）
・ 60日以上90日未満	11人	
・ 30日以上60日未満	12人	
・ 10日以上30日未満	17人	
・ 4日以上10日未満	14人	

(4) 月別発生状況

令和7年1月：5人	4月：1人	7月：11人	10月：8人
2月：7人	5月：4人	8月：6人	11月：2人
3月：4人	6月：3人	9月：4人	12月：2人

(5) 時間帯別発生状況

深夜	23:00～翌5:00	2人
早朝	5:00～9:00	5人
午前	9:00～12:00	16人
	12時台	1人
	13時台	10人
	14時台	7人
	15時台	6人
	16時台	3人
夕方～夜間	17:00～23:00	7人

(6) 被災時満年齢別発生状況

20歳未満：1人	40歳代：7人
20歳代：8人	50歳代：16人
30歳代：4人	60歳以上：21人

(7) 経験期間別発生状況

1年未満	: 27人
1年以上5年未満	: 12人
5年以上10年未満	: 4人
10年以上	: 14人

(8) 主な特徴と労働災害を減らす取組

- ・ 事故の型別で最も多い転倒災害16人を男女別でみると、男性1人に対し、女性15人であり、転倒災害に占める女性の比率が高く、女性の転倒災害を減少させる取組が重要。女性が多く働く接客娯楽業、飲食業、宿泊業、保健衛生業などで、床面の段差の解消や床面に物を置かない、滑りにくい床面とするなど転倒災害を防ぐための取組が重要。
- ・ 年齢階層別では60歳以上の高齢者が21人と最も多くなっている。また、この21人全てが経験年数1年未満となっている。定年退職等により従来 of 会社を退職し、転職後の慣れない環境下で災害に遭うケースが多い。新たに雇用した労働者に対する雇入れ時安全教育を十分に行うことが重要。  
なお、60歳以上の高齢者に係る災害21人について、休業見込期間別にみると、休業見込30日以上が12人、休業見込60日以上が7人、休業見込90日以上が2人で、合計21人。休業見込30日以上の全数26人の約81%を高齢者が占めており、高齢者の災害が重症化しやすい傾向にあることが分かる。労働災害による長期離脱者を無くし、人手を確保するためにも高齢者の労働災害を防止するための取組が重要。

(9) 重篤な労働災害防止について

- ・ 労働災害は、身体に大きな障害を残したり、時には被災労働者が死亡するケースもあり、その損失は計り知れません。重篤な労働災害の発生を防止するためには、労使一丸となって労働安全防止活動に取り組むとともに、基本的な手順を遵守することが重要です。安全第一に災害防止に取り組んで参りましょう。

# 過去に発生した重篤な災害事例

## 事例1

建設工事現場で型枠解体作業に従事していた男性作業員の動きが鈍くダルそうな様子であったため、現場の休憩所で休憩させていた。10分後、現場責任者が声をかけて身体をゆすると倒れこみ、動けなくなっていた。救急搬送され治療を受けたものの、3日後に熱中症により死亡したものの。

## 事例2

トラックの荷台上の伐木5本を地面に下ろすため、積載型トラッククレーンを操作し、伐木5本を一度にワイヤーで吊り上げ、1mほど垂直に持ち上げた後、ブームを旋回中、ワイヤーが切れ伐木が被災者に落下し死亡したものの。

## 事例3

共同住宅新築工事現場で、地中にコンクリートの基礎を設置するため地面を掘削していたところ、敷地を囲うように設置されていたコンクリートブロック塀が倒壊し、現場で作業を行っていた5名が巻き込まれ、うち2名が骨折や内臓損傷などの重傷を負ったものの。

## 事例4

食料品を製造している工場で、被災者が製麺機の運転を停止したと誤認し、製麺機の運転を停止させないまま麺を切断するカッターを拭いていたところ、カッターに手が接触し、右手指4本を切断したものの。